

平成25年第3回士別市議会定例会会議録（第1号）

平成25年10月2日（水曜日）

午前10時00分開会

午後 2時25分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 13号 出資団体の経営状況報告について（株式会社士別開発公社）

日程第 3 報告第 14号 健全化判断比率の報告について

報告第 15号 資金不足比率の報告について

日程第 4 報告第 16号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について

日程第 5 議案第 90号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 91号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 7 議案第 92号 平成25年度士別市一般会計補正予算（第7号）

議案第 93号 平成25年度士別市診療施設特別会計補正予算（第1号）

議案第 94号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 95号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第 96号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 選挙第 1号 士別市選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 議案第 97号 士別市公平委員会委員の選任について

日程第12 議案第 98号 士別市教育委員会委員の任命について

日程第13 議案第 99号 士別市監査委員の選任について

日程第14 議案第100号 士別市副市長の選任について

散会宣告

出席議員（19名）

副議長 1番 岡崎治夫君

2番 十河剛志君

3番	松ヶ平 哲 幸 君	4番	渡 辺 英 次 君
5番	丹 正 臣 君	6番	粥 川 章 君
7番	出 合 孝 司 君	8番	伊 藤 隆 雄 君
9番	谷 口 隆 徳 君	10番	国 忠 崇 史 君
11番	小 池 浩 美 君	12番	菅 原 清一郎 君
13番	井 上 久 嗣 君	14番	岡 田 久 俊 君
15番	田 宮 正 秋 君	16番	遠 山 昭 二 君
17番	山 居 忠 彰 君	18番	斉 藤 昇 君
議長 19番	神 田 壽 昭 君		

出席説明員

市 長	牧 野 勇 司 君	副 市 長	相 山 佳 則 君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君	市 民 部 長	大 崎 良 夫 君
保健福祉部長	池 田 文 紀 君	経 済 部 長	林 浩 二 君
建設水道部長	小山内 弘 司 君	朝日総合支所長	佐々木 勲 君

市立病院
事務局 長 三 好 信 之 君

教育委員会 委員長 長	尾 崎 学 君	教 育 委 員 会 長	安 川 登 志 男 君
生涯学習部長	古 川 靖 弘 君		

農業委員会
会長 松 川 英 一 君 農 事 業 委 員 会 長 秋 山 照 雄 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 監 査 委 員 局 長 清 水 修 君
監 査 課 長

事務局出席者

議会事務局 長	石 川 敏 君	議 会 事 務 局 長	浅 利 知 充 君
議 会 事 務 局 総務課 主幹	岡 崎 忠 幸 君	議 会 事 務 局 事 務 課 主 任 主 事	御代田 知 香 君

議 会 事 務 局
総務課主任主事

榎 木 孝 士 君

(午前10時00分開会)

○議長（神田壽昭君） 平成25年第3回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（神田壽昭君） 本定例会の会議録署名議員には、13番 井上久嗣議員、14番 岡田久俊議員、15番 田宮正秋議員を指名いたします。

○議長（神田壽昭君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第13号 出資団体の経営状況報告について（株式会社士別開発公社）

報告第14号 健全化判断比率の報告について

報告第15号 資金不足比率の報告について

議案第90号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第91号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第92号 平成25年度士別市一般会計補正予算（第7号）

議案第93号 平成25年度士別市診療施設特別会計補正予算（第1号）

議案第94号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第96号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第97号 士別市公平委員会委員の選任について

議案第98号 士別市教育会委員の任命について

議案第99号 士別市監査委員の選任について

議案第100号 士別市副市長の選任について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

認定第1号 平成24年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成24年度士別市水道事業会計決算認定について
- 認定第12号 平成24年度士別市病院事業会計決算認定について

2. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

3. 教育委員会から送付された報告は次のとおりである。

報告第16号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について

4. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 5月、6月、7月分

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	牧 野 勇 司	副 市 長	相 山 佳 則
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 久 典	市 民 部 長	大 崎 良 夫
保健福祉部長	池 田 文 紀	経 済 部 長	林 浩 二
建設水道部長	小山内 弘 司	朝日総合支所長	佐々木 勲
市 立 病 院 長	三 好 信 之	総務部次長兼 市史編さん室長 兼総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長兼 選挙課長	沼 田 浩 光
市民部次長兼 税務課長	法 邑 和 浩	保健福祉部次長 兼福祉課長	川 村 慶 輔
保健福祉部 こども・子育て 応援室長	大 西 紀代美	経 済 部 次 長 兼 農 業 振 興 課 長	金 章
経済部国営農地 再編推進室長 兼 参 事	紺 野 宏 一	建設水道部次長 兼 技 監 兼上下水道課長	西 野 英 二

朝日総合支所 次長兼 地域住民課長 (併)選挙管理委 員会事務局次長	小ヶ島 清 一	会計室長兼 会計課長	渡 辺 敏 嗣
市立病院事務局 次長兼医事課長	村 上 正 俊	企 画 課 長	中 峰 寿 彰
秘書広報課長	田 中 寿 幸	財 政 課 長	中 舘 圭 司
市史編さん室 参事	鴻 野 弘 志	市 民 課 長	佐々木 幸 美
環境生活課長	千 葉 靖 紀	環境生活課参事	原 田 政 広
こども・子育て 応援室参事	藤 森 裕 悦	こども・子育て 応援室参事兼 子育て支援 センター所長	佐 藤 洋 子
介護保険課長	得 字 繁 美	地域包括支援 センター所長	米 谷 祐 子
保健福祉社 センター所長兼 成人病健診 センター所長	高 木 健 史	保 健 福 祉 センター参事	石 川 美由紀
桜丘荘所長兼 桜丘ダイサービ スセンター所長	池 田 政 幸	コスモス苑所長	谷 口 幸 大
畜産林務課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	高 木 守 昭	商 工 労 働 観 光 課 長	井 出 俊 博
土木管理課長	半 沢 勝	建 築 課 長	工 藤 博 文
施設維持 センター所長	大 西 司	経 済 建 設 課 長	深 川 雅 宏
市立病院事務局 総務課長	加 藤 浩 美	介護保険課主幹	青 木 秀 敏
地域包括支援 センター主幹	平 岡 恵 子	教 育 委 員 会 委 員 会 長	尾 崎 学
教育委員会 委員長代 職務代理者	五十嵐 紀 子	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 長	安 川 登志男
教育委員会 生涯学習部 次長	古 川 靖 弘	教 育 委 員 会 生涯学習部次長 兼学校教育課長	菅 井 勉
教育委員会 スポーツ課長 兼総合体育館 兼青少年会館長	加 納 修	教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長 兼つくも青少 年の家所長	青 山 博 久

教育委員会 図書館長兼 生涯学習情報 センター所長	渡 辺 恵 子	教育委員会 中央公民館長兼 市民文化 センター館長	竹 内 雅 彦
教育委員会 博物館長兼 公会堂展示館長	水 田 一 彦	教育委員会 学校給食 センター所長	上坊寺 美智子
教育委員会 地域教育課長兼 朝日公民館長兼 あさひサンライ ズホール館長	漢 幸 雄	教育委員会 地域教育課参事	長 南 広 基
農業委員会 会長	松 川 英 一	農業委員会 会長職務代理者	飛 世 薫
農業委員会 事務局 会長	秋 山 照 雄	農業委員会 総務課 会長	大 平 稔
監 査 委 員	三 原 紘 隆	監 査 委 員 事務局 局長	石 川 誠
監 査 委 員 事務局 監査課長	清 水 修		

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	石 川 敏	議会事務局 総務課 局長	浅 利 知 充
議会事務局 総務課 主幹	岡 崎 忠 幸	議会事務局 総務課 主任主事	御代田 知 香
議会事務局 総務課 主任主事	樫 木 孝 士		

以上報告する

平成25年10月2日

士別市議会議長 神 田 壽 昭

○議長（神田壽昭君） 議事に入る前に、市長より市政を担当するに当たり市政執行についての基本的な所信の表明並びに行政報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

平成25年士別市議会第3回定例会に当たり、私の2期目の市政運営に係る所信の一端について、議員各位を前に申し述べる機会をいただき、感謝申し上げます。

このたびの市長選挙におきまして、私は、市民の皆様への信託と各政党・団体の御推薦、御支持をいただき、合併後の士別市の第3代市長として、引き続き向こう4年間、市政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。激動する社会経済情勢のもと、当面する課題も多い中で、無投票という形で市政を預かることになり、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、私は、この4年間の活動の中でも、持論である、この地の一人の声こそ原点を基本に、できる限り地域や市民の輪の中に足を運び、市民の皆様との対話に努めてまいりました。この思いは、私だけでなく職員も共有することが必要との考えから、地域担当職員制度を設け、高齢者世帯への訪問活動や地域政策懇談会の開催など、その浸透を図ってきたところでもあります。

さらに、多様な意見の全てをそのまま政策としていくことは困難な中で、いかにそれらの意見や考えを集約し一つの方向性を導き出していくかということも、市民自治の推進には不可欠であることから、互いの理解と尊重のもとでの調和を常に重んじ、小異を捨てず、中異を抱え、大同につくという考えのもと、政策づくりを進めてきました。そのためには、まずは適切な情報提供と幅広い意見聴取に努めることが重要と考え、積極的な広報・広聴活動の展開を図ってまいりました。

あわせて、市民の英知と力を結集した市政を目指して、市民参加機会の拡大に努めてきたところであり、市民の力、すなわち地域力の発揮を市民の輪と位置づけ、市政運営を進めてきました。特に、未来を担う子供たちが参画するまちづくりに向けては、こども夢トークや子ども議会の開催を初め、あけぼの子どもセンター建設計画への参加などを実践的に進めるとともに、子どもの権利条例を施行したところです。

これらの考えは、私の政治理念であるとともに、真の地方自治確立に向けての根幹であり、市民・議会・行政が互いの連携のもとにまちづくりを進めていくための共有ルールが必要との考えから、市民自治と情報共有を基本原則としたまちづくり基本条例を施行しました。

1期目のマニフェストでは、3つのまちづくりを柱に、各種施策を積極的に展開してきました。

やさしいまちの創造では、地域の見守り体制の確立や命のバトンの配布を初め、特別養護老人ホームの増床、除雪サービスや緊急通報サービスの拡充など高齢者福祉の充実に努めました。また、あいの実保育園の整備や医療費負担の軽減、更には一時保育の定員拡大、朝日地区つどいの広場の開設、あけぼの子どもセンター愛遊夢の開設など、子育て環境の充実に努めてきました。また、こども夢トークや子ども議会を実施し、子供たちの意見をまちづくりに反映させるとともに、子どもの権利条例の制定に当たっては、条例の前文に「子どもの願い」を取り入れるなど、子供の市政参画機会の拡大に努め、子育て日本一を目指した取り組みを進めてまいりました。一方では、地域医療の充実に努め、開業医の誘致や多寄医院の改築などを実現しました。

たくましいまちの創造では、てん菜振興や国営農地再編整備事業などの農業施策の推進、店舗や住宅改修等の助成による市内経済の活性化、和が舎の開設や日向温泉のリニューアルなど観光振興にも努めてきました。

そして、あたらしいまちの創造では、より民主的で自律性の高い自治体運営に向け、各種条例や計画の策定を進めるとともに、自治体運営改革会議の設置や指定管理者制度の導入を初めとする行財政改革の推進、バイオマス資源堆肥化施設の稼働など低炭素社会実現を目指す取り

組みも進めてきました。

一方、この4年間には、予期しないさまざまな出来事もありました。その最たるものが、東日本大震災であり、世界中を震撼させた福島第一原発の事故でありましたが、多くの市民の皆様のお支えと御協力のもとに、本市として可能な被災地支援の取り組みを継続的に実施することができ、高い評価をいただいているところです。

2期目の市政運営を進めていくに当たり、私は、従前にも増して強い情熱と柔軟な発想、更にスピード感をもって全力投球していく決意です。

これまでは、木を植えるための地盤づくりと木を植え育てる4年間でありました。そして、これからはその木を更に育て、実をつけるための4年間であると考えています。

私の政治姿勢や政治理念は、これまでと変わることはありません。積極的な情報公開による清新で明るいガラス張りの市政の推進。市民の皆様との対話を基本とした市民参加による市民が主役の市政の推進。そして、政党政派に偏らず、幅広い政策と主張を取り入れた公平・公正な市民党としての市政の推進。この3つを政治姿勢として、市民の皆様との対話を基本に、調和そして市民の輪を重んじながら、まちを元気にするために邁進してまいります。

まず、私の今後4年間の市政運営に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

我が国は、世界各国との関係が複雑化する一方で、低成長経済・人口減少社会に突入しています。こうした中で、我が国における食や環境・観光など多様な価値を創出している北海道においても、多くの地方で人口減少と少子高齢化に伴うさまざまな課題を抱えており、あわせて雇用や経済などの回復が見られないまま、さらに、TPP協定の動向によっては、農林水産業を中心に多大な打撃を受けかねない厳しい局面に置かれています。

このことは本市においても同様であり、いかに基幹産業を軸に地域経済を守り、元気な地域をつくっていくかということが喫緊の課題となっています。農村があるから都市がある。地方があるから国がある。地方が元気になって初めて北海道が元気になる日本が発展するものと考えています。

その一方、多様なニーズにも対応していかなければなりません。新たな発想のもと、高齢になっても生き生きと元気で暮らすことのできる社会、次世代を担う子供たちが健やかで元気に成長する社会、基幹産業である農林業や商工業などの経済が元気を取り戻す社会、全ての市民が安全・安心で元気に生活する社会、そんな社会の実現を目指して、引き続き「まちを元気に！」をキャッチフレーズに市政運営を進めてまいります。

まちを元気にしていくため、私は今回、まちづくりマニフェスト2013として、市民の皆様との約束事を示しました。今回のマニフェストにおいても、引き続きやさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの3つを柱としています。

やさしいまちは、高齢者、子供、障害者、生活者など、全ての人にやさしいまちづくりを進めるという意志に立つものです。

たくましいまちは、屯田の開拓魂を受け継ぎ、どんな苦境や困難も乗り越えていくたくまし

いまちづくりを進めるという強い思いに立つものです。

あたらしいまちは、歴史や伝統を大切にしながらも、変化の大きい時代の流れに対応した新しいまちづくりを進めることが必要との考えに立つものです。

今回のマニフェストも、士別市総合計画を基本に策定したものであり、その実現・実行に向けては、社会動向や財政状況などを踏まえるとともに、職員との意見交換や調査研究を重ね、更に、市民や市議会の皆様からの御意見・御提言を聴取する中で、柔軟な発想と情熱、スピード感と実行力をもって、その実現に努力してまいります。

最初に、やさしいまちの実現に向けてであります。

まず、士別を健康長寿日本一のまちにしていく取り組みについてであります。

我が国全体が本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えている中で、とりわけ本市では、高齢化率が一層上昇し、約3.5人に1人は高齢者という状況になっています。特に、ひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯が増えていることから、今後ますます将来の健康や介護に関する不安を抱えて生活する市民が増えていくことが懸念され、高齢者の皆さんが、生き生きと安全・安心に暮らすことができる豊かな高齢社会を構築していくことが必要です。

一方、地域における医療体制の確立は、市民が健康で安心して暮らしていく上で欠くことのできない重要な課題です。

特に、市立病院は、この地方の基幹病院としてその役割を担っていますが、医師・看護師の不足や患者数の減少など、極めて厳しい経営状況が続いています。

そこで1つ目として、行政組織の見直しにより（仮称）健康長寿推進室を設け、高齢になっても住みなれた地域で、健康で生き生きと生活できる施策の充実を図ります。特に、健康づくりや交流活動などを通じ、健康長寿日本一を目指す拠点施設として、総合福祉センターの機能を見直した新たな施設を市街地に移転・新築します。

2つ目として、長年にわたって社会に貢献され、士別市の礎を築いてこられた高齢者の皆さんが、寝たきりや認知症により介護が必要な状態に陥らないことを目的に実施しているサフォークジムの拡充を図るとともに、ジムの継続の場となっているサフォーク元気クラブについても内容の充実を図るなど、介護予防や保健指導に努めてまいります。

3つ目として、高齢者の生涯にわたっての自主的な学習活動の場である九十九大学に大学院を設け、更なる生涯学習活動の推進と生きがいを進めます。

4つ目として、70歳以上の高齢者や障害者等に対するぷらっとと和が舎の入浴料助成について、助成率や年齢、所得要件の見直しを行うなど、制度の拡充を図ります。

5つ目として、生涯を通じた健康づくりの推進に向けて、健康管理システムの活用により、市民の各種健診データ等の一元管理を進め、乳幼児期から高齢期までの健康指導や経過管理を行う体制づくりを進めます。

6つ目として、医師確保に向けた各方面への働きかけを引き続き展開するほか、上川北部圏のセンター病院との連携に加え、開業医誘致施策によって開業した医療機関を初め既存の医療

機関や公立診療所との連携を進めるなど、地域医療の充実を図ってまいります。

加えて、生活習慣病の増加など疾病構造の変化や、高齢化が著しい本市においては、急性期医療や高度医療だけでなく、回復期や在宅医療まで切れ目のない地域完結型医療の提供が求められていることから、今後の病棟再編にあわせ、一定期間の長期入院が可能となる亜急性期病床を設置し、在宅復帰支援を図るとともに、看護師の確保に努める中で、療養病棟の早期再開を目指します。

次に、士別を子育て日本一のまちにしていく取り組みについてであります。

近年、少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化によって、育児への悩みを抱えながら孤立化する家庭が増加するなど、子育てをめぐる環境は変化しています。本市においても、経済的不安や共働きの増加などによって出生数が減少し、更なる少子化の進行が懸念されており、安心して子供を生み、育てる環境づくりが依然として強く求められています。

そこで1つ目として、子どもの権利条例に基づき、啓発活動などを進めるとともに、さまざまな場面での参加機会の拡大や相談体制の充実など、子供に関する行動計画の着実な推進を図ります。

2つ目として、こども夢トークや子ども議会を開催するとともに、現在特別枠として実施しているチャレンジスクール事業、みよし子ども交流事業、ふるさと給食事業を継続して実施するなど、子供たちの純粋な思いをまちづくりに生かせるよう努めます。

3つ目として、放課後の児童・生徒に安全・安心な居場所を提供し、子供の健やかな育成を助長する拠点として、児童館機能を有するこどもセンターを北地区に建設します。

4つ目として、障害のある児童・生徒の安全・安心な居場所づくりとして、日中一時支援事業の定員拡大など、体制の充実を図ります。

5つ目として、子供たちの健やかな成長を願い、子育て家庭の経済的負担軽減に向けて、小学生以下の医療費無料化と中学生の入院時医療費助成を継続して実施します。

6つ目として、地域を愛する心豊かな子供たちを育むため、地域の人的資源や自然、環境、施設、企業などの地域の力を学校教育に活用する仕組みづくりを推進します。

こうした取り組みを通じ、今後においても地域の子育て力を結集し、子供の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めてまいります。

次に、たくましいまちの実現に向けてであります。

まず、個性あるまち日本一としての取り組みについてであります。

本市では、これまで、地域の特性やさまざまな地域資源を生かし、サフォークランド士別、合宿の里、水とみどりの里、そして自動車等試験研究のまちをテーマに取り組みを進めてきました。これらは、既に日本一と言える個性あるまちを実現しており、交流人口の拡大に大きな役割を果たしています。

このように、長年にわたって培われてきたこれらの個性を今後とも継続的に発展させていくことは、本市のイメージに直結するまちの顔づくりであるとともに、新たな活力の創造につな

がる極めて重要なことと考えています。

そこで1つ目として、サフォークランド士別については、羊によるまちづくりを旗印に、これまで30年を超える官民一体の運動として定着してきた経過を踏まえ、その拠点となっている羊と雲の丘一带について、幅広く市民の皆様の御意見を伺いながら、施設等の再整備を進めるとともに、今後とも食と観光の連携を強化しつつ、イメージアップを図ってまいります。

2つ目として、2015年のひつじ年に向けて、サフォークランド士別としての認知度を更に高め、広く内外にアピールする取り組みや記念行事等の実施など、羊のまち士別を全国に発信します。

3つ目として、本市は、合宿の里としても既に国内有数の位置づけにあり、陸上やスキー競技など、長年の実績のもとに高い評価を受ける中で多くの合宿者を受け入れており、本市で合宿した選手が各種国際大会などで活躍しています。

さらには、過日、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、国民が歓喜の渦に包まれましたが、このことは、合宿の里である本市にとっても、大きな飛躍に向けての絶好の機会であると捉えています。国においては、オリンピックとパラリンピックの所管の一元化を図るため、スポーツ庁の新設が検討されているほか、スポーツを通じた人材育成プログラムの具体化などの検討が進められようとしています。本市としても、施設の整備等を含めた合宿の里ステップアップ・プランを策定し、受け入れ態勢の充実や日本オリンピック委員会等に対する積極的な働きかけを進めてまいります。あわせて、宿泊環境や練習環境などの充実も図りながら、芸術・文化も含めた合宿誘致に取り組んでまいります。

4つ目として、本市は、天塩川水系の豊かな水や天塩岳を初めとする緑の山々、そして肥沃で広大な大地を背景に、自然あふれる水とみどりの里としての個性も持ち合わせています。道立自然公園に指定され、多くの登山者が訪れる天塩岳があり、北海道遺産である天塩川の源流域に位置するまちとして、その魅力を今まで以上に発信し、観光資源として幅広く活用するとともに、文化や産業と結びついた新たな観光の実現を目指します。

5つ目として、緑と水辺のある憩いの場として市民に愛されているつくも水郷公園は、宿泊施設やキャンプ場、各種スポーツ施設などすばらしい機能を有する圏域有数の総合公園であり、近年では、市内の若者を中心に公園活用に向けた活発な取り組みも行われています。こうしたことから、公園の機能をなお一層充実し、自然体験学習の場や観光資源としての価値を高め、市内外から多くの人々が訪れ、末永く親しまれる本市のシンボリックな公園となるよう、新たな視点での整備を進めてまいります。

6つ目として、本市では、トヨタ自動車を初め、世界をリードする自動車関連企業の試験研究が行われており、その集積状況は国内有数であります。加えて、約80年の歴史を有する日甜士別製糖所は、地域産業の振興はもとより、雇用においても重要な企業であり、砂糖のまち士別の象徴となっています。

現在、これらの企業によって市民見学会や小学生の社会見学、体験学習機会の提供など、社

会貢献活動や地域づくり活動に多大な御協力をいただいております。今後においても新たな連携事業の実施に努めてまいります。あわせて、雇用はもちろんのこと、地元発注や出張者の宿泊・飲食などでの経済的効果も大きいことから、更なる試験研究の充実を要請してまいります。

次に、足腰の強い地域産業を確立する取り組みについてであります。

本市では、恵まれた土地資源を生かし、先人たちのたゆみない努力の積み重ねを礎に、これまで大規模で専門的な経営体を主体として稲作・畑作・酪農畜産のバランスのとれた農業が展開されており、良質な農畜産物を安定的に供給するなど、地域経済を支える基幹産業として発展してきました。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は大きく変化し、今後とも本市の農業・農村が安定的に発展していくためには、将来を担う若者が農業を魅力のある職業として選択でき、女性や高齢者などがそれぞれの役割に応じて農業に携わっていくことのできる環境づくりが不可欠です。

中でも畑作経営の安定化と輪作体系の維持に欠くことのできないてん菜の作付が、全道的に減少している現状を踏まえ、道内67自治体との連携のもとに北海道てん菜振興自治体連絡協議会を設立し、国や道に対しても、作付面積の確保と糖業者の安定操業に資する要請活動を展開してきたところです。

また、本市の74%を占める森林は、林産物の供給はもとより、水源の確保や国土の保全、地球温暖化の防止など、その役割は重要であり、今後ともこの豊富な資源を効果的に活用していくためには、計画的な植林・間伐・伐採などの森林整備が必要です。

一方、商業や工業、建設業など、本市の経済と市民の暮らしを支える各産業の振興・発展を図るためにも、農業・商業・工業・消費者の連携強化のもとに、ラブ士別・バイ士別運動を推進してまいりました。

また、商業活動の拠点である中心市街地については、駅前からの動線づくりを初め、新たなにぎわい創出や活気づくりに向けた取り組みを進めており、さらには、住宅や店舗の改修等にかかわる助成制度を継続するなど、市民生活の向上と経済の活性化を図りながら産業基盤の強化に努めてきました。

そこで1つ目として、農業の持続的な発展と農村生活の安定・向上を目指すため、第2期農業・農村活性化計画に基づき、人づくり・土づくり・収量アップとともに、活力ある農村づくりを進めるため、配偶者確保対策や新規就農者支援など、農村の担い手の確保・育成に取り組みます。

また、上士別地区では国営農地再編整備事業により、水田圃場の大区画化が進められていますが、こうしたスケールメリットを十分生かし低コスト農業を実現するためにも、上士別IT農業研究会が計画している衛星利用測位システム（GPS）を搭載したロボットトラクターなど、最先端のIT農業導入を支援するとともに、これまでの個別経営から、4つの集落経営体による生産法人化を促進するなど、新たな地域農業のモデル地区を構築してまいります。

2つ目として、安定した農業経営の確立と食料自給率の向上を目指すため、農業青年・女性

グループなどが実践する生産から加工・流通までの6次産業化に向けた取り組みを積極的に支援し、安全・安心な農業の確立を図ります。

3つ目として、農家の経営規模が拡大し、農業者の高齢化が進む中で、農業・農村の持続的発展に向けては、労働力供給システムの確立が重要であることから、新たな農作業請負受託組織、いわゆるファームコントラクターなどの設立を支援します。

4つ目として、農業・商業・工業・消費者の連携強化のもと、互いの強みを生かした本市ならではの地域産業の振興・発展に資するため、ラブ士別・バイ士別運動の一層の推進に努め、郷土への愛着の醸成と地元消費拡大による地場産業振興を図ります。

5つ目として、地域の文化、伝統、歴史が集積する場である中心商店街の活性化を図るため、関係機関・団体と連携し、にぎわいと活気あふれる商店街づくりを支援します。

6つ目に、産業の振興と雇用の安定などを図るため、住宅の新築・改修や店舗の改修等を促進する助成制度を継続します。

最後に、あたらしいまちの実現に向けてであります。

まず、地域力の発揮による次代を見据えた新しいまちづくりについてであります。

地方分権が一層進展する今日、地域の自主・自律が強く求められており、地域の実情に沿った行政を展開していくためには、市民と行政がともに地域の諸課題を認識し、その解決に向けて取り組んでいく必要があります。そのためには、まちづくりの主役は市民であることを改めて確認する中で、市民一人一人がその持てる力を結集し、まちづくりを進めることが必要であり、市民が我がまちの情報を知り、市政に積極的に参加・参画できる環境をつくることが何よりも重要と考えています。

そこで1つ目として、情報共有と市民自治を基本原則とするまちづくり基本条例のもと、常に情報提供の拡充・改善に努めるとともに、政策決定過程やまちづくりの実践的活動などさまざまな機会において、市民が参加・参画する機会づくりを進めます。また、新たな情報の収集や発信を行うため、ふるさと大使やふるさと会、友好都市との交流を積極的に進めます。

2つ目として、地域力の発揮に欠かせない地域コミュニティをより身近で強固なものにするため、自治会組織の望ましいあり方や再編について、自治連の皆様とともに検討を進めるなど、地域組織の育成・強化を図ります。

3つ目として、行政の究極の目的は、人づくりであるとの視点から、まちづくりの担い手としての人財の発掘と育成を目指して、私自身が塾長となり、青年や女性を塾生とする士別まちづくり塾を開設します。この塾の目的としては、市政について学ぶこと、見て知ること、語ることを基本に調査・研究を行い、その研究成果を市政に反映することであり、青年の力・女性の力を存分に発揮する環境づくりを進めるものでもあります。

4つ目として、本市では、平成23年4月に男女共同参画推進条例を施行し、本年4月には第2期の行動計画をスタートさせました。男女共同参画社会の実現に向けては、家庭や職場などさまざまな場面での男女共同や平等意識の高揚を図るとともに、政策決定過程など、女性の社

会参加の割合を高めていくことも重要です。こうしたことから、各種審議会や委員会における女性の登用について、50%になるよう取り組みを進めます。

5つ目として、市民と行政とが情報を共有し、相互の理解と連携を深めるための取り組みの一つとして、市職員が市内全域の各地域を担当する地域担当職員制度を平成22年に導入し、継続的に活動しています。現在、100名を超える管理職が地域に直接出向き、高齢者実態調査や声かけ訪問の実施、懇談会の開催などの活動を行っています。こうした例は、全国的に見ても独自性の高い取り組みであり、その活動を評価していただいている声も多いことから、更に意義ある活動となるよう、本制度の深化を図ってまいります。

6つ目として、本市では、非核平和都市宣言を初めとする4つの都市宣言を定めており、それぞれがまちづくりの指標となっています。いずれの宣言も、全ての人々が共通して願うものであり、その実現に向けて、たゆまぬ努力を重ねていくことが肝要です。この精神に基づき、非核平和の推進を初め、交通安全や防犯・暴力追放に向けた啓発活動、そして市民の健康増進やスポーツ振興に、今後なお一層努めてまいります。

次に、新たな時代に向けての取り組みについてであります。

地球環境は、温暖化による異常気象の発生など、問題は一層深刻化しており、地球規模での改善に向けた取り組みが求められています。加えて、福島第一原発の事故という大きな教訓を得た中で、我が国のエネルギー政策も転換期を迎えており、再生可能エネルギーの活用が強く求められているところであります。

また、地方財政は、長引く景気停滞の中で、国の経済対策に関連する公共事業の負担増を初め、少子高齢化の進行による税収の伸び悩みや社会保障費の増加など、一層厳しい状況にあります。こうした中、安定した質の高いサービスを継続するため、徹底した経費の削減など行財政改革に取り組んでまいりました。加えて、自治体運営改革会議を発足し、公共施設のあり方や適正な人員配置などについて検証してまいりました。この結果、現在、養護老人ホーム桜丘荘など福祉施設において指定管理者制度の導入を進めているところであります。

そこで1つ目として、本市では、この10月から全市的に生ごみ分別収集を開始し、バイオマス資源活用による堆肥化を推進しています。一方で、最終処分場とリサイクルセンターの機能を有する新たな環境センターの平成28年度稼働に向けて計画を進めており、このセンターの建設に当たっては、自然環境の保全や周辺環境との調和などに配慮しながら、安全・安心な施設とするとともに、適切な廃棄物処理を進め、低炭素社会・資源循環型社会の構築を目指します。

2つ目として、朝日水力発電所の実現に向けては、長期的な視点に立った取り組みを進めるほか、てしおがわ土地改良区が実施する農業用水を活用した小水力発電施設の早期整備に向けて、必要な支援・協力を努めます。あわせて、中小水力発電を初め、更なる再生可能エネルギーの導入実現に向けての調査研究を進めるとともに、北海道電力の送電系統の増強なども求めてまいります。

3つ目として、現在の市役所本庁舎は、昭和39年に建設され、およそ半世紀がたとうとして

いる中で、さまざまな部分で老朽化が進むとともに、耐震性も極めて低い状況にあります。庁舎は行政全般の拠点であるだけでなく、災害時などにおける対策・対応の拠点施設としての役割も担うことから、合併特例債の活用が可能な期間内に整備することが望ましい状況にあります。あわせて、コンパクトながらも、市民に親しまれるコミュニティ機能を持った整備も必要と考えており、市民参加のもとに計画づくりを進めてまいります。

4つ目として、少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化によって、墓碑・墓標の維持管理が容易でなくなっている時代背景の中で、しべつ霊園内に合葬墓を建立し、将来に向けた市民の不安解消を図ります。

5つ目として、私のマニフェストの実現・実行はもとより、総合計画を着実に推進していく上では、その基盤となる財政の確立が不可欠です。自主財源の乏しい本市の現状を踏まえ、コスト意識を持った事業展開を進めることはもとより、よりよい市民サービスを提供できる民間活力の導入や官民連携による事業展開などについて、積極的に調査研究を行うなど、たゆまぬ行財政改革を継続してまいります。特に、民間活力による公共施設の整備、いわゆるPFIについての調査研究を進めます。

6つ目として、総合的で計画的なまちづくりを進めるための指針である現総合計画が、平成29年度をもって計画期間が満了することから、平成30年度を初年度とする次期総合計画の策定に当たっては、今日の社会環境や自治体経営のあり方を踏まえ、市民の参加・参画による計画づくりを進めます。次期の総合計画については、市長の任期との連動性を強め、8年間を一つの基準に、初めの4年間を実施計画、後の4年間を展望計画と設定するなど、より実効性の高い計画構成となるよう検討を進めるとともに、ワークショップ形式などさまざまな手法の導入に努めます。

これら3つのまちづくりを柱とした施策の推進のほか、道路や上下水道、公営住宅などの社会資本の整備については、総合計画に基づき計画的に実施していくほか、各種公共施設の適切な維持管理や適時補修などに努めます。

さらに、国や道への提案活動として、朝日地区における道道士別滝の上線の早期改修や高速道路の早期建設などについても、引き続き取り組むなど、市民生活の充実を図ってまいります。

以上、市政運営の2期目を担うに当たっての考え方を申し述べさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたとおり、私は、ガラス張りの市政、市民が主役の市政、市民党としての市政を政治姿勢として、元気なまちをつくるため、全力でチャレンジしていく所存です。

職員には、私と同じ気持で市政を推進するため、訓示やマニフェストに関する講話、各部ヒアリングなどを通して、その意思を伝えてまいりました。

また、市政は、市民のために、市民がすることが基本であり、まちづくりは、市民の限らない英知と力を結集した地域力によって進められることは論をまちません。こうしたことから、市民があらゆる場面で主役であることに努めてまいります。その上で、行政と議会が両輪となり、市民・議会・行政の3者の連携のもとに、まちづくりを進めてまいります。

そのためにも、座して待つのではなく積極的に市民の輪の中に入り、対話・調和・市民の輪の3つのわを基本姿勢として行動します。

私は、こうした考えを誠心誠意貫き、まちづくりの美しいハーモニーを奏でる指揮者となるよう、全力を尽くしてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様には、ともに元気な士別市をつくり、次世代へと引き継いでいくため、英知と力を結集していただきますよう切にお願い申し上げます、私の市長2期目の就任に当たっての所信といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、当面する諸般の行政報告をいたします。

初めに、農業関係についてであります。

本年は、融雪の遅れに加え、4月、5月の低温・日照不足という悪条件もあり、農作業の進捗、作物の育成状況ともに、おくれがちで推移してきました。特に、小麦や豆類・てん菜などの畑作物については、6月から7月上旬にかけての雨不足の影響を大きく受けたところです。更に、収穫期にあるバレイショやカボチャは、最近の長雨の影響によって作業が大幅におくれ、品質低下が懸念されております。

主な作物の作柄状況を申し上げます。

水稻は、6月以降の好天によって、作柄は平年作が期待されており、収穫作業も終盤を迎えています。

畑作物のうち、秋まき小麦・春まき小麦は、ともに少雨が影響し、実が細く低収量傾向にあります。製品歩どまりについては、近年の中では比較的高く、一等麦を中心に製品調製が終了しました。豆類は、播種以降、雨不足の影響を大きく受け、出芽不良や不ぞろいが目立ちましたが、夏以降は生育も徐々に回復し、草丈は短いものの、さや数は平年並みとなっております。また、バレイショやタマネギ、カボチャは、玉数が少なく、小玉傾向にあり、長雨による圃場の滞水により収穫作業もおこなっている状況にあります。

一方、てん菜は、春先の悪天候による移植期のおくれが非常に心配されましたが、8月上旬の降雨によって生育はほぼ回復し、平年並みの収量になるとともに、糖度は基準糖度の17.1度を下回るものの、16度以上を確保できる見通しにあります。

なお、8月20日に発生したひょうにより、多寄と下士別の11戸169ヘクタールで、水稻やてん菜、豆類、カボチャ、タマネギなどに被害がありました。今後において、作物の減収が明らかとなった場合は、農業共済の支払い対象となる見込みです。

このように、一部作物を除いて、収穫作業も後半を迎えておりますが、関係機関との連携を図る中で、適期収穫による品質の保持・管理に万全を期し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、川内村との交流についてであります。

本年も7月22日から5日間の日程で、川内村小学校の4年生から6年生までの児童9名を士

別にコラッセ夏学校で受け入れました。

また、7月4日、5日の両日、川内村復興対策課の井出課長を講師として、市内5校の中学生や市民を対象に、復興への取り組みについて講演をしていただきました。

さらに、7月25日には、遠藤村長に御来士いただき、震災の発生から全村避難、帰村宣言からの村民の帰村状況、そして復興への歩みなどをテーマに講演会を開催しました。あわせて、ふれあい広場などの会場において、震災の様子を記録した貴重なパネルの展示などを行ったところです。

今月20日には、川内村復興祭が開催されることとなっており、復興に向けた取り組みの一助となるよう、市長を初め、議会・市民団体など約20名体制での参加を予定しており、川内村復興に向けて更なる支援に努めてまいります。

次に、ユジノ・サハリンスク市で開催された道北物産展についてであります。

今回の物産展は、本市を初め道北6市が連携し、道北地域とサハリンとの人・物の交流拡大と地域間交流の推進などを共通目的に、9月7日、8日の2日間にわたって開催し、本市からは、市長や菅原観光協会会長など9名が参加しました。

初日のオープニングセレモニーから多くの来場者でにぎわうなど、安全・安心な道北の物産品に対する関心の高さがうかがわれ、盛況のうちに閉幕いたしました。

本市からは、いももち、レトルトトウモロコシ、ビートオリゴ糖、羊毛製品を出品しましたが、いずれも好評で、今後の販売に向けての手応えを感じたところです。しかしながら、農産物にかかわるロシア国家標準規格、いわゆるGOST-R（ゴストアール）の適合証明の取得を初め、輸送コストの軽減や流通体制の整備、通関手続など、解決すべき課題も多くありますので、今後の本市特産品の海外流通の可能性については、十分に検討していく必要があると考えております。

次に、イベント関係についてであります。

6月30日には、2年ぶり2回目となるビートまつりが開催されました。

当日は好天の中で、市民を初め道内各地から3,000人を超える来場があり、工場施設見学会や大型トラクターの試乗など、ビートについての関心の高まりと、砂糖のまち士別のPRに結びつく意義深いイベントとなったところであります。

また、7月28日には、第36回岩尾内湖水まつりが開催されました。

瑞穂獅子舞を初め、バンド演奏や各種体験コーナーに加えて、今回は、水中での歩行体験ができるアクアボールなど、子供が楽しめる新たな内容も盛り込んだことで、湖畔でキャンプを楽しむ家族連れも多く見られ、フィナーレを飾る花火大会まで、夏の一日を楽しむことができました。

さらに、8月25日に開催された産業フェアは、例年、炎天下での開催となることから、本年は会場中央に日よけ用のテントを大幅に増設したことにより、来場者の滞在時間が長くなるなど、見て、食べて、体験するイベントとなったところであります。また、フェアに合わせて、

さっぽろ市士別ふるさと会から51名の皆さんが来士され、ステージで息の合った合唱が披露されるなど、イベントに華を添えていただいたところです。

9月1日には、第13回あさひじゃんじゃん・ジュビリーが開催され、各種団体の協力のもと、地元農家や糸魚小学校農園で収穫した農作物の即売会を初め、バンド演奏や子供の遊具、家族向けの多彩な催しなどが実施されました。

また、9月28日には消費生活を初め、食育、地産地消、環境問題、健康など、安全・安心な市民生活に密接に関係する機関・団体の参加により、まなびとくらしのフェスティバルとしてべつマルかじりフェアが合同で開催されました。今回から市立病院も参加するなど、各コーナーが充実する中、地元農産物を初めとする販売や各種体験コーナーに加えて、バイオマス資源堆肥化施設で製造した汚泥堆肥の無料配布も行いました。また、生ごみの分別に関するコーナーでは、熱心に質問をする光景が見られるなど、分別が本格化するに当たり市民の関心の高さが見られました。

このように、各種イベントは順調に開催されてきましたが、本市の一大イベントである天塩川まつりでは、8月14日の花火大会は実施されたものの、17日の天塩川パレードが悪天候によって、過去38回の歴史の中で初めて中止となるなど、非常に残念な結果となったところです。中止決定に関しては、さまざまな御意見も寄せられましたが、多くの市民が参加できるお祭りとして、開催日程や開催場所、天候が悪い場合の部分開催や順延なども含め、今後、実行委員会において十分検証していただき、よりよいイベントにしていかなければならないものと存じます。また、これらのイベントについては、天塩川源流のまちとして、ストーリー性のあるものに徐々に発展させていかなければならないものと考えております。

一方、スポーツイベントについては、7月14日に開催された全日本サマージャンプ朝日大会は、今年のサマーグランプリでも総合優勝した高梨沙羅選手ら多くの日本代表選手が参加し、観客動員も過去最大規模となる大会となりました。

また、7月21日に開催した第27回士別ハーフマラソン大会は、参議院議員選挙投票日と日程が重なったことから、参加者は昨年よりもわずかに減少したものの、2,190名の参加となり、モスクワ世界選手権日本代表の川内優輝選手を初めとする国内トップ選手、更に士別出身の青山学院大学小椋裕介選手ら14名を招待するとともに、東京農業大学や拓殖大学など関東有力校の選手が多数エントリーし、天候にも恵まれ、沿道からの市民の熱い声援の中、白熱したレースが繰り広げられました。

このほか、7月27日には、市民主体の実行委員会によって、北海道日本ハムファイターズのイースタンリーグ公式戦が開催され、約2,500人の野球ファンや市民が観戦しました。今回の取り組みを契機に、今後、日本ハムとの連携による各種の地域づくり活動を進めていきたいと考えています。

さらに、9月1日には、23回目のオリンピックデーラン士別大会が、道内で唯一、本市で開催されましたが、9月8日に2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定された

ことは、長きにわたりオリンピック精神の普及・啓発の取り組みを進めてきた本市にとっても、喜びにたえないところであります。

次に、防災関係についてであります。

9月26日に、道警旭川方面本部など関係機関の協力を得て、大規模な地震の発生を想定した防災訓練を実施しました。職員を対象とした訓練では、火災通報訓練、避難訓練、災害対策の拠点となる災害対策本部の行動訓練を行ったところです。あわせて士別中学校、士別翔雲高校においても避難訓練や図上訓練が実施されたところです。

さらに、道警緊急災害警備隊、旭川赤十字病院、士別消防署により、解体が予定されている市営つくも団地を会場に、地震の影響で負傷した住民が建物内に閉じ込められたといった想定のもと、訓練では余り例のない、実際の建物を使用した救出救助訓練、負傷者の搬送訓練が実施され、士別中学校や翔雲高校の生徒など多くの市民が見守る中、警察犬による負傷者の捜索、屋根から侵入しての救出、ドクターヘリによる負傷者の搬送に至るまでの訓練が行われました。

今後においても、さまざまな災害を想定した防災訓練はもとより、自主防災組織の設立の推進など、地域防災力の向上に努めてまいります。

最後に、建設工事を初めとする公共事業の発注状況についてです。

本年度の工事発注総額については、補正予算による追加事業費を含めて231件、約26億3,000万円を予定したところであります。

この9月末日までの発注状況は、東山浄水場1系沈澱池機械設備改良工事、最終処分場及びマテリアルリサイクル施設敷地粗造成工事などの大型公共事業のほか、多寄団地A棟及びB棟建築工事、丸武児童公園トイレ建設工事などの発注を終え、その発注総額は約18億9,700万円、平均落札率は96.03%であり、それぞれ工期内の完成に向けて順調に進捗しております。

今後予定している主な工事は、配水管布設替工事、下水道新設工事、つくも団地解体工事などですが、これらについても順次、早期発注に努めてまいります。

以上、申し上げます。諸般の報告といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月18日までの17日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月18日までの17日間と決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第2、報告第13号 出資団体の経営状況報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第13号 出資団体の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

本報告は、出資団体である株式会社士別開発公社における第54事業年度、平成24年6月1日から平成25年5月31日までの経営状況及び出資金の運用状況並びに第55事業年度の事業計画についてであります。

まず、第54事業年度の損益についてであります。ビル賃貸料などの営業収入が375万3,000円、預かり金を含めた営業外収入が4,000円で、収益の合計は375万7,000円となり、これに対して費用は、一般管理費が241万9,000円、支払利子が25万5,000円、駅前ビル解体に伴う移転補償の業務委託費が203万7,000円、未払法人税が8万円、合計は479万1,000円となりました。この結果、当期純利益は103万4,000円の赤字となりました。

次に、市からの短期借入金の期末残高は、昨年同様2,500万円であり、また、本市の出資金1,000万円については、本事業資金として適正に運営されているところであります。

次に、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第55事業年度の事業計画についてであります。開発公社が所有している駅前ビルの店舗・事務所の賃貸及び維持管理を行うものであり、収益としてはビル賃貸料などの営業収入及び借入金などの営業外収入を合わせて667万2,000円、これに対して費用は、一般管理費、ビル解体に伴う移転補償費などで667万2,000円とし、収支の均衡を図りました。

なお、駅前ビルの現在の賃貸状況といたしましては、1階7部屋中6部屋と2階の1部屋のみの利用となっております。

これまでも御説明してきたとおり、士別開発公社が1、2階部分を所有管理する駅前ビルについては、平成26年度に解体を計画しており、公社についても清算する計画であり、現在その準備作業を進めるとともに、入居者の移転等の対応に鋭意努めているところであります。

なお、ビルの解体時期については、当初、平成25年度に実施する予定でありましたが、現在、市内プロジェクトにおいて検討を進めている駅前再整備構想における公営住宅や複合施設の建設予定が27年度になることから、景観上の課題や解体経費の財源の関係、空き地状態をできるだけ短期間にするなどから、26年度に変更することとしたところであります。

解体後の跡地利活用を含めた駅前再整備の推進に当たっては、今後も関係団体や周辺地域との意見交換などを行い、また、多くの市民の皆様や来訪者の方々の意見をお聞きしながら、利便性の高い魅力ある再整備を目指してまいります。

以上、申し上げます。株式会社士別開発公社の経営状況報告といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第13号は報告を終わることにいたします。

○議長(神田壽昭君) 次に、日程第3、報告第14号 健全化判断比率の報告について及び報告第15号 資金不足比率の報告について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) ただいま議題となりました報告第14号 健全化判断比率並びに報告第15号 資金不足比率の報告について一括して御説明申し上げます。

平成24年度士別市一般会計並びに各特別会計及び企業会計等の決算に伴う健全化判断比率等については、出納閉鎖後、算定を行い、7月24日に監査委員の審査に付したところ、9月19日にいずれも適正に作成されているとの意見をいただいた次第であります。

まず、報告第14号の健全化判断比率について申し上げます。

初めに、実質赤字比率については、一般会計の決算が黒字のため、算定されないものであります。

なお、本市の場合、24年度では標準財政規模の13.28%の約13億7,000万円を超える赤字が発生した場合、自主的な財政再建の取り組みが求められる早期健全化団体となるものであり、同じく標準財政規模の20%の約20億7,000万円の赤字で、国の管理下による財政再生団体となるものであります。

次に、一般会計に特別会計、企業会計を含めた連結実質赤字比率については、各会計とも赤字が発生しておらず、全会計を通じた決算で黒字となりましたので、算定されないものであります。また、この比率における早期健全化団体基準については、標準財政規模の18.28%の約18億9,000万円、財政再生団体は30%の約31億円の赤字でそれぞれ該当になるものであります。

次に、地方債の元利償還金やこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率をあらわす実質公債費比率についてであります。前年比0.6ポイント減の15.9%となり、早期健全化団体基準の25%を下回っています。

また、一般会計、特別会計のほか企業会計、第三セクター、一部事務組合を含めた地方債残高、債務負担行為など将来的に支払う可能性のある負担額を指標化した将来負担比率については、前年比10.3ポイント減の147.0%となり、早期健全化団体基準である350%を下回っているところであります。実質公債費比率及び将来負担比率がそれぞれ前年度より改善した要因は、地方交付税の増及び退職手当見込額の減などによるものであります。

次に、報告第15号の資金不足比率の報告についてであります。

24年度は地方公営企業法が適用となる水道事業会計及び病院事業会計については、流動負債から流動資産を差し引くなどして算定する資金不足は発生しておらず、その他の会計についても収支均衡が図られたことから、比率は算定されていないところであります。

この比率は公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでありますが、病院事業会計の場合、医業収益の20%の約5億5,000万円を超す赤字が発生すると経営健全化計画が義務づけられるものであります。これら健全化判断比率などについては、20年度の決算から判断基準が適用され、基準を上回る場合は新たな計画の策定が義務づけられるところではありますが、24年度はいずれの比率についても早期健全化基準を下回った結果となり、今後においても該当団体にはならないものと推計しています。

ただ、病院の経営状況や明年度以降の地方財政計画の動向など不透明な状況もありますので、今後におきましても各会計とも効率的な行財政運営に努め、より健全化を保つよう取り組んでまいります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第14号及び報告第15号は報告を終わることにいたします。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第4、報告第16号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告についてを議題に供します。

教育長の説明を求めます。安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいま議題となりました報告第16号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について御説明申し上げます。

本報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、昨年度に実施いたしました教育委員会における事務の管理及び執行の状況について、みずから点検及び評価を行い、議会に提出するとともに、これを公表するものであります。

この点検及び評価に当たっては、教育委員会が教育行政の事務に関し独立した執行権限を有する機関であるため、その執行状況をみずからチェックし、市民に公表する必要があるとの目的を持って定められたものであります。

このたび提出をさせていただきました報告書の点検及び評価の対象であります、平成24年度において教育委員会が策定いたしました土別市教育推進の重点に盛り込んだ推進施策と主要事業をその対象といたしております。

評価方法につきましては、個別の主要事業の目的、目標、内容に照らして期待する成果が得られたか、また、その事業の必要性などについて5段階で評価しているものです。あわせて、教育委員会が行った点検及び評価の客観性を確保するため、士別市校長会、士別市社会教育委員の会議、士別市体育協会、士別市文化協会及び士別市PTA連合会の代表5人を教育行政評価委員として選任し、より広い視点から御意見をいただいたところであります。

そこで、今回報告いたしました24年度の報告についてでございますが、教育行政執行方針を基本に作成いたします士別市教育推進の重点に盛り込んだ86事業について点検・評価をいたしましたものでありまして、その評価としては、A評価が41事業で全事業数に占める割合は47.7%、B評価が40事業で46.5%、C評価が5事業で5.88%となったところであります。

事業の点検・評価に当たっては、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から実施いたしておりますが、今後においても教育委員会の独立性に鑑み、積極的な事業展開を行い、よりよい教育の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、御報告申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

○11番（小池浩美君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

初めに、40ページの奨学金貸与制度の充実にかかわってお聞きしたいのですけれども、見込まれる具体の成果のところでは、年々奨学金を受ける子供が多くなっている、ニーズが高くなっているというようなことが書かれておりますが、この奨学金貸与条例によりますと、奨学金の貸与を受ける条件というものは、士別市に在住していて学資に乏しい、学業成績が優良、そして大学やその他学校に在学しているというような条件、3つあるんですけれども、資料をいただいているのですが、平成21年度からずっと25年度まで、申請している数に対して貸し付けが少ない。

例えば21年度ですと、申請している人は42人ですけれども、一応金額も限られているから貸与枠というのも決められているのですが、42人に対して37人が貸与された。そういうふうなことを考えますと、22年、23年とずっときますけれども、必ず9人、4人、9人、6人というふうに、外れている子供たちも出てくるんですけれども、ここら辺の判定の仕方、余りにも成績が悪かったから遠慮していただいたとか、いろいろあると思うんですけれども、このはみ出してしまった方々への判定の仕方は公正だったのかどうか、そこら辺ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 菅井生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） お答えいたします。

ただいま小池議員さんから御質問のありました奨学金の貸し付けに対する判定の部分でございます。

判定につきましては、教育委員会議において決定をいたしているところであります。議員お話しのとおり、申請者の数に対しまして予算の枠がございますので、本来でありますと全員にお貸ししたいところではあるのですが、予算内で貸し付けしているところでありまして、その部分でどのように貸し付ける方を選定しているのかという部分につきましては、まず、その御家庭の経済状況、収入状況といえますか、家族構成も含めまして総体的に判断しているところであります。更に、例えば同じ家庭の中で複数の方に貸し付けているのかとか、そのような部分、あるいは成績の部分につきましても判定の部分として考慮して考えているところであります。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） それでも年々これを必要とする子供たちが増えているということもあって、これに対する予算が平成21年度は870万円だったのですが、25年度になりますとほぼ100万円増えていきますね。そんなことで年々増えているのですが、これは現状を鑑みてもうちょっと枠を増やす、予算を増やしていかなければならないなどお考えになっているのかどうか。これから26年度の予算等々ありますけれども、どのようにお考えになっているのか、この際お聞きしておきたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 菅井次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） 予算の部分でございますが、22年度から90万円ほど予算枠を増やしまして、現在は978万円で推移しているところでございます。

それで、来年から枠を増額するのかという部分につきましては、これから検討していくところでございまして、現在増やすかどうかについてはまだ明確な検討はしていないところです。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） それと、評価を踏まえた課題のところ滞納者がいるようなことが書かれておりますが、その滞納の実態もちょっと簡単に教えてください。

○議長（神田壽昭君） 菅井次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） 奨学金の返済に関する滞納の部分でございますが、実は毎年少しずつ滞納額が増えているところでございまして、何度かこの議会の中でも御指摘も受けているところでございます。24年度の決算時における滞納額といたしましては、現年度分、更に過年度分を足しまして260万5,400円の滞納、未収残高というふうになっております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 次に、ふるさと給食内容の充実のところ、44ページなんですけど、このふるさと給食はとてもいいことだと私は思っていて、大いに増やしていただけたらいいなというふうに思うのですが、給食にかかわって、昨年度のこの報告のとき私はお聞きしている

のですけれども、米飯持参をやめて、全部米飯は業者委託にしたいということでのアンケート調査をやるんだということで、実際実施されておりました。そのときの、ちょうど今時分でしたよね、この報告がされたのは。そのときはまだこれからしますということで、その後、更に第4回の定例会で一般質問で私はお聞きして、アンケートの結果どうするのかというふうにお聞きしております。

米飯を委託米飯に全部するという事は給食費の値上がりにもつながるし、それで、いろんな学校給食会、PTA連協あるいは学校単位のPTA等々としてしっかり話し合いをして、理解を得るよう努めるというような御答弁であって、その後私も聞いてはいないのですけれども、この際この場でお聞きしたいのですが、この委託米飯についてはするの、やめるの、今までどおりでやるの、どんな結論が出たのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 菅井次長。

○生涯学習部次長（菅井 勉君） 給食に関する米飯の部分でございます。

議員のお話のとおり、昨年10月26日にアンケートを実施いたしまして、その結果を踏まえて、昨年の第4回定例会において小池議員から御質問を受け、御答弁もさせて頂いております。そこで、今お話のございましたその後の経過でございます。

現在、週3回米飯の給食を実施しております、そのうちの2回は自宅から米飯を持ってきて給食しているところでありまして、3回とも給食センターが用意する米飯にいたしますと、小学校で申し上げますと、1食221円のところが3回とも給食センターで用意しますと25円上がる見込みで、221円が246円になる見込み。あるいは中学生につきましては1食当たり260円のところ28円上がりまして288円になるというふうに見込んでおります。

さらに、その後、消費税の部分がございまして、昨日、安倍首相からも来年の4月から消費税を8%に改定するというようなことが決定されたようでありますけれども、消費税の部分がございまして、そうなりますと来年から消費税の部分で給食費が上がるのかどうかという部分もございまして、現在、教育委員会で検討している部分といたしましては、新年度については、現在の週2回の自宅からの米飯持参を変えないで、現行のまま推移していきたいというふうを考えております。更にもう1年度かけまして検討してまいりたいというふうを考えているところです。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） わかりました。

最後は社会教育のほうの活動促進の支援強化ということで、88ページと89ページにかかわるんですけれども、これは2つとも評価Cになっております。なかなかうまく物事が進んでいないなということがわかるんですけれども、この中で、瑞穂獅子舞と日向神代神楽ですか、この2つにかかわって、これは何とかして保存して伝統文化を継承していきたいというような目的で取り組んでおられますが、なかなか継承者もいなかったり少なかったりで大変だという

ような状況がこの評価から見えるんですけども、この2つの伝統文化にかかわって、これからのことをお聞きしたいのですが、継承のめど、あるいはこの伝承、伝えていく方法等々をこれからどうなっていくのかというのをどのように教育委員会のほうで捉えておられるのか、そして進めようとされるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 青山社会教育課長。

○社会教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

評価につきましてはC評価とさせていただいたところなのですが、その根拠といたしましては、大きくは、日向神代神楽についてさまざまな支援、それから、何とか明治からの郷土芸能である日向神代神楽を継承していきたいという思いもあり取り組みを進めてきたところであり、これが結果として保存会の解散ということもあってC評価とさせていただいたところなのです。

私からは日向神代神楽の今後の部分についてお話をさせていただきます。

日向神代神楽につきましては、先ほど申し上げましたように数少ない明治から続く郷土芸能、伝統文化ということでございます。この継承について教育委員会としても最大限の支援をしていきたいということで、ほぼ4年ほど前から、社会教育課も加わって、保存会の皆さんとさまざまな協議、検討をしてきたところです。今後につきましても、何とか新しい形での活動展開ができないかということを探求してまいりたいということの部分については講評に記させていただきましたとおりでございます。

今現在、昨年から着手しております日向神代神楽の記録小冊子、これの素案を作成中で、ほぼでき上がってきております。この作成、それから、継承の意思を持つ数名の若者も存在することから、その方々を中心に新たに活動、継承していただける方を、多寄町民のみならず広く市民に呼びかけながら伝承していくということを探求していきたいというふうに考えております。その上で講習会等の開催、ただ、これも当然元の保存会の皆さんの御協力、御指導をいただかなければいけないところもありますので、これもあわせて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 漢地域教育課長。

○地域教育課長（漢 幸雄君） 私のほうからは、朝日町の瑞穂獅子舞について御説明を申し上げます。

瑞穂獅子舞の保存会につきましては、朝日町の瑞穂地区を中心に、現在は広く朝日町内全域の子供さん、一般の方を対象にして組織が広がっておりまして、下は小学生から上は地区のベテランまで、幅広い年齢層で、ある程度の人数で安定的に活動を継続しております。旧朝日町時代に瑞穂地区には伝習館というものも建設されまして、日常のよりどころ、稽古場ということも兼ねまして非常に活用されて、そこでの稽古、伝習がなされているといった状態にありまして、会自体は現在安定的に活動を継続しているというふうに判断をいたしております。

また、記録等につきましては、冊子様のものが設立70周年の折につくられておりまして、旧朝日町史とあわせまして、概要、経過についてはそちらのほうに文章としては残っておりますし、当然ながら伝習館のほうにも実物資料、写真等もそのまま残っております。また、記録DVD、これにつきましても、今より一世代前になりますが、15年、20年前の時点での舞いを、当時オープンしたてのサンライズホールとの協力で、舞台上で演舞を行いまして記録という形で正式につくって残したものがございまして、それは当時はVHSのテープでしたが、現在はデジタルデータ化されて残っているというような状態になってございます。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第16号は報告を終わることにいたします。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第5、議案第90号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第90号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、本年10月1日からバイオマス資源堆肥化施設において家庭系生ごみの受け入れが開始され、業務量が増加したことに伴い、常勤の職員に加えて併任の職員についても受け入れ業務に従事することから、この職員に対しても特殊勤務手当を支給するため、清掃業務手当のうち、現在月額となっている清掃及び廃棄物処理業務に月額300円の設定をするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第6、議案第91号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第91号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、その内容を御説明申し上げます。

本規約変更は、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、道広域連合の構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定について、外国人登録原票の文言を削除する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第92号 平成25年度士別市一般会計補正予算（第7号）、議案第93号 平成25年度士別市診療施設特別会計補正予算（第1号）、議案第94号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第95号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第92号 平成25年度士別市一般会計補正予算（第7号）から議案第95号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、本庁舎ボイラーの更新工事費のほか、公共工事設計労務単価の改定に伴う除雪対策事業費の追加計上など、当面措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてであります。総務費では、本庁舎のボイラーが老朽化

により故障したことから、ボイラーの更新工事費1,031万1,000円を計上したほか、株式会社道北自動車学校に貸し付けしている建物の老朽化による屋根改修工事費420万円を計上するとともに、ふるさと寄附推進事業費において1万円以上の寄附をいただいた方に本市特産品を贈呈しているところですが、前年を上回る寄附件数となる見込みであることに加え、新たに実施するダブルチャンスプレゼント企画に係る贈呈用特産品等を合わせた購入費用152万4,000円を追加計上しました。

次に、民生費では介護保険事業特別会計操出金7万円を計上し、衛生費においては、診療施設特別会計操出金210万1,000円を計上したほか、成人病検診センターの超音波診断画像装置が老朽化により故障したため、その更新費用906万5,000円を計上するとともに、環境センター建設事業費においては環境センターと接続する污水管の整備に係る基本設計業務委託料325万5,000円を計上しました。

農林水産費では、株式会社ファームほのかに対する国の経営所得安定対策推進事業の補助が決定したことから同法人に対する補助金40万円を計上したほか、環境保全型農業直接支援対策事業費において今年度の対象面積等が確定したことから75万円を追加計上しました。酪農経営就農支援システム構築事業費では、有限会社ディリーサポート士別が実施主体となり、新規就農者の研修農場の搾乳施設整備を実施するに当たり、北海道の地域づくり総合交付金が内定したことから同法人に対する補助金1,370万円を計上したほか、農業集落排水事業特別会計操出金9万4,000円を計上するとともに、経営体育成交付金事業費では、株式会社ファームほのか整備する育苗ハウスかん水装置への国の助成が内定したことから同法人に対する交付金300万円を計上しました。

次に、商工費では、住宅新築促進助成事業費において、当初申請見込み数を15件と見込んだところではありますが、現時点で既に14件の申請があり、今後更に9件の申請が見込まれるため、不足が生じる8件分800万円を追加計上し、更に、9月25日にサイクリングターミナルの給湯ボイラーが老朽化により故障したことから、その更新費用339万2,000円を計上したほか、消費生活推進事業費において、北海道の消費行政活性化補助事業の補助が決定したことから財源振替を行うとともに事業費177万9,000円を追加計上しました。

次に、土木費では、除雪対策事業費について、公共工事設計労務単価の改定及び燃料費の高騰に伴う不足見込額1,800万6,000円を追加計上したほか、住宅環境整備事業費では、朝日地区の曙第3団地4棟7戸の結露によるすが漏りを解消するための住宅改修費用155万4,000円を計上するとともに、公営住宅整備事業費において、老朽化により利用休止となった仮移転用住宅である北部団地4棟14戸及び老朽化により公募停止中である桜丘団地2棟4戸の解体を社会資本総合整備交付金を活用し実施することとし、解体費863万円を計上しました。

次に、教育費では、現在基本設計中である上士別小・中学校改築事業費において、建設場所及び小学校、中学校の建築面積がおおむね確定したことから、グラウンド及び外構に係る実施設計業務委託料を小学校と中学校の建築面積の割合に合わせて、小学校費においては1,679万

5,000円を追加計上し、中学校費においては114万4,000円を減額しました。

なお、これらに要する財源として、国・道支出金など特定財源のほか、地方交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、中多寄線のほか3路線に係る市町村生活バス路線及び川西・南沢線の予約制乗合バス、武徳線の地域内フィーダー系統バスの運行委託のための措置を講じたほか、地方債の補正については、歳出予算との関連から所要の措置を講ずるものであります。

次に、特別会計の補正予算について申し上げます。

診療施設特別会計では、冬期における上士別診療所屋根の堆雪を防ぐための屋根等改修工事費のほか、診療所医療機器の整備を図るための経費210万1,000円を計上し、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

介護保険事業特別会計においては、介護予防事業として実施している一次予防事業費において、サフォークジムの利用希望待機者の解消を図るため、現在週3日間の実施から週4日間に拡充していくための追加費用56万円を計上し、財源については、国・道支出金など特定財源のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

農業集落排水事業特別会計においては、個別排水処理施設の設置数を当初10基と見込んでいたところですが、設置希望数が当初計画を3基上回る見込みとなったため100万円を追加計上し、財源については、市債及び分担金の特定財源のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。渡辺英次議員。

○4番（渡辺英次君） 一般会計の補正予算の中から質問させていただきます。

商工費の中で、サイクリングターミナル管理費ということで、今回9月25日に説明いただきましたが、ボイラーが故障したと。取りかえる部分、340万円弱見ているんですね。それで、今回、多分緊急の故障かなとは思うんですけども、恐らくこういった施設、管理業務とかメンテ関係、業務提携をとっているかと思うのですが、これはどういったような、例えば年に1回なのか半年に1回なのか、どういう形の管理になっているか説明いただけますか。

○議長（神田壽昭君） 井出商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

この件のボイラーの更新に係る部分ですけれども、ボイラーの点検につきましては、定期点検としまして年1回定期点検を行ってきております。今回、定期点検を行った際に、たまたま中を確認したところ、かまの中の腐食が進んでおまして、亀裂等が発生をしまして、中に水が漏れていたというような状況が確認されたということでございます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君） それで、こういったボイラー関係なんですけれども、当然消耗品ということで、減価償却といいますか、耐用年数というのがきつとあると思うんですよね。今回のケースも耐用年数前のそういった腐食だったのか、もしくは耐用年数を超えていたんだけれども使えるまで使おうということを使っていたのか、その辺はどういう形でしょうか。

○議長（神田壽昭君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

ボイラーにつきましては、一般的には耐用年数15年というふうに言われております。今回更新をする予定のボイラーにつきましては、11年が経過し、12月に更新をいたしましたので、今もう少しで12年目を迎えるところでございます。ですから、一般的に言われる耐用年数よりは短いというような状況になっておりますが、中の状況から判断しまして更新というような形をとらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 渡辺議員。

○4番（渡辺英次君） それで、今回はターミナルに関しては給湯ボイラーだということで伺っております。暖房も同じように多分ボイラーがあると思うんですけれども、その辺の耐用年数、もしくは消耗ぐあいというか、その辺がちょっと心配だなと感じる部分もあるんですよね。特に、給湯ではなくて暖房に関して、宿泊施設の場合ですね、暖房に関してそういう集中暖房の機器が壊れますと、例えば壊れたから修繕までの間に、納期の問題であるとかいろいろなトラブルがあって、実質その施設の営業に影響を及ぼすことがあるのかなという気もしているんですよね。

そういった部分を踏まえて、例えば年に1回の検査というか点検がいいのか、もしくは半年に1回にしてもらうとか、例えば早目に見つければ今回のかまの漏れも、緊急というよりももうちょっと早く修繕できたのかもしれないし、いろいろそういうことも考えられると思うんですよね。それで、その定期点検も例えば年に2回とかそういう形にすることというのはできないのですか。

○議長（神田壽昭君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

今回取りかえ、更新をする以外の部分で暖房用のボイラーがもう1基ございます。このボイラーにつきましては、今の取りかえる、更新をするボイラーよりも2年後に更新をしたところで、今10年目に入っております。

今、議員の御指摘のとおり、ボイラーにつきましては15年とは言いつつも、今回のように耐用年数に満たない中で壊れてしまうような場合もあるというようなことから、点検業者と十分相談をしながら、今後、御指摘のとおり休まなければならないという事態も考えられますので、

その部分については十分検討しながら対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。小池浩美議員。

○11番（小池浩美君） 今のサイクリングターミナルの給湯ボイラー更新工事費にかかわってお聞きするんですけども、サイクリングターミナルは指定管理でやっていると思います。それで、340万円という結構な金額だから、これは市と指定管理者とのリスク分担というのを考えれば、金額的には、勝手に私は考えるんですけども、金額的に考えて市が持つのはしようがないかなというふうにも思うのですが、そのリスク分担の基本的な線引き、100万円までは市でとかという、そういうような線引きというのははっきり決まってはいませんでしたよね。そこら辺どうでしたでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

サイクリングターミナルの部分につきましては、議員おっしゃるとおり指定管理の中で運営をしてございます。指定管理を羊と雲の丘観光株式会社のほうに指定をさせていただいて、その中の基本協定書の中に定められております。その定められている中の内容といたしましては、施設ですとか備品・設備等につきましては、経年劣化によるもので経費が極めて小規模なものについては指定管理、それ以外のものについては市というようなことになっておりまして、今、議員おっしゃられたように、具体的に幾らが市で、幾らが指定管理というようなことには定めておりません。それで、ケース・バイ・ケースにもよるんですが、その辺につきましては随時指定管理のほうと協議をさせていただきながら進めさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 極めて小規模なものは指定管理者が負担するというような、そういう言葉で協定をしているということで、私も以前に指定管理にかかわっての確認事項というか、そういうことはきちんとつくったかどうかということもお聞きしておりますが、やはりアバウトな、これぐらいのならこっちだろうとか、そういうやり方でいいのかどうか。きちんとした決めごとというもの、ルールというものを一定検討してつくるようにしたいというような御答弁もいただいておりますが、いかがなんですか。そこら辺のほうはどのように進んでいるんでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 沼田総務部次長。

○総務部次長（沼田浩光君） ただいまの指定管理の、15施設程度やっているところでありますが、そのリスク分担の関係、以前にも御指摘を頂戴しております。

その後、今、ガイドラインの作成に当たっております。そのガイドラインの作成に当たりまして、一定のものという中では、やはり指定管理によって運営している施設がさまざまありま

す。そのガイドラインの中で、個別的にきちっと一定程度リスク分担を定めていくといった、今その作業に当たっているところであります。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 土木費の住宅管理費です。朝日町の曙第3団地の天井改修工事費にかかわってお聞きいたしますが、これはすが漏りをとめるために4棟7戸に天井をつけるという工事ということですが、試しに1戸だけ天井をつけてみたら、すが漏りもとまって、部屋も暖かくなって、よい結果が出たから、あと残りをやるんだというような、以前の菅原議員の質問に対しての御答弁ではそのようなことだったと思うのですが、それはそれでいいんですけども、あそこの団地の屋根は屋根勾配がすごく緩くて、雪がするする落ちていかない。そういうつくり方になっていて、しかも非常に緩く、上に長いんですね。だから屋根に雪がたまりやすいという。それで、ここに住んでいる方のお話によりますと、そこに入居したその年からずっとすが漏りをしているんだと、そういうお話も聞いております。

そこで、私としては、その屋根を何とかしないと、急勾配か何かにしないと問題は根本的には解決しないんじゃないかというふうにも思ったりもするんですけども、そうなるとまた莫大な税金を使うということにもなるかとは思いますが、そういうような実態、勾配が緩いために雪がたまる。やっとならしたと思ったら、その雪が壁をふさいで、窓があるんですよそこにね、窓がふさがって部屋が真っ暗になっているという、そういう状況になっているのですが、そこら辺の実態は確認されているのでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 深川経済建設課長。

○経済建設課長（深川雅宏君） お答えいたします。

実態は把握してございます。屋根の軒下の雪の対策でございますけれども、屋根及び軒下の雪につきましては公営住宅の入居者が除雪していただくのが原則でございますけれども、この曙団地につきましては中央部分に共用の通路がございまして、左右に片屋根で大変広い屋根となつてございます。議員御指摘のとおり、冬期間には地面と屋根がくっついてしまうというような状況もありますので、特殊事情を考慮しまして、市のほうで冬期間1回ないし2回軒下の除雪をしていただいております。そのほかについては、それで足りない分につきましては入居者のほうで除雪をしていただいているという現状でございます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） その除雪に大変悩んでおまして、屋根の雪おろしはもちろんのこと人手を頼んでやらなければならない、それから、壁の雪もお金を使って除かなければならないということで非常に困っておりますので、ぜひとも小まめに住民の声を聞いて、敏速に対応をしていただきたい。そのことを申しておきます。

次に、もう1つ質問させていただきます。

介護保険の会計のほうなんですけれども、介護保険事業の特別会計のほうですが、一次予防

事業費、いきいきデイサービス委託料等々、パソコン購入費等々で56万円ということになっておりますが、平成18年に介護保険法が改定されて、いわゆる地域支援事業ということで、介護予防を目的に市町村、自治体が責任を持ってやる事業ということが出てきたわけですが、65歳以上の高齢者を、比較的元気な高齢者を対象にというような事業と、それから、介護認定を受けたけれどもまだまだちょっと元気という人を対象にした事業と、2つ介護予防事業があるということで、各地域・自治体で行われてきていると思うんですが。

このいきいきデイサービスのところのサフォークジムですね、これちょっと説明聞いたときはサフォークジムなんだということでしたので、サフォークジムは先ほどの市長の所信表明のときも、予防ということで非常に力を入れてやるんだというようなことをおっしゃっていましたが、サフォークジム、余りよく知られてもいないということで、この際、サフォークジム及びサフォーク元気クラブ、これはいわゆる国の介護保険法改定によって決められた予防事業として市がやっていることなのかどうかということと、それから、その中身的なこともちょうと簡単に教えていただけたらと思います。

○議長（神田壽昭君） 平岡地域包括支援センター主幹。

○地域包括支援センター主幹（平岡恵子君） お答えいたします。

小池議員のお話のとおり、介護保険法の改正に伴って行われた事業でございます。

サフォークジムとサフォーク元気クラブについて簡単に御説明いたします。

サフォークジムは、平成21年度から保健福祉センター及び朝日総合支所で実施しています。対象者は、65歳以上の市民であれば、参加の意思があればどなたでも参加できます。しかし、要支援・要介護認定を受けている方は介護保険法のサービスの適用になりますので、対象にはなりません。

従事しているスタッフなんですが、理学療法士、介護福祉士を中心に行っております。内容なんですが、体力測定、転倒防止のための筋力アップやバランス訓練、認知症予防のためのゲーム等を行っており、平成23年度からは、運動機能向上に加え、複合プログラムとして口腔ケアを実施し、歯科衛生士による嚥下性肺炎の予防のための嚥下訓練や、口腔内の衛生について歯磨き指導などを取り入れています。さらに、栄養改善として、食生活改善推進員の協力も得て調理実習を行い、管理栄養士や保健師による個別指導がなされています。

周知の方法なんですが、広報やホームページ、あと、65歳時到達時の介護保険証の送付及び国民健康保険高齢受給者証送付時に案内書を同封し、直接地域包括支援センターに申し込みをいただき、その後、地域包括支援センターの職員が訪問し、生活状況などを聞き取り、通所につなげています。

次に、サフォーク元気クラブなんですが、サフォークジムは6カ月のスパンで行っております。そのため、そこを終了した部分で、通所された方が今後も運動を継続したいということで自主的な会として行っています。平成21年10月からサフォークジムOB会を結成しまして、最初は月1回、勤労者センターに集まって運動していましたが、平成22年度からはジムの卒業生

も増え、サフォーク元気クラブと名前を変えて、月1回から週1回の自主的なクラブとして活動しております。10月1日現在では、30人以上で構成される4グループの元気クラブが市内で活発に活動を継続しております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） サフォークジムは、65歳以上どなたでも意思があれば受けられる。この補正予算のところに書いてある一次予防事業費というのは、これはサフォークジムのほうを言っているんですね、一次予防事業というのは、ここに載っている。いかがですか。

○議長（神田壽昭君） 平岡主幹。

○地域包括支援センター主幹（平岡恵子君） 小池議員のお話のとおりでございます。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 一次予防だから二次予防になるのかなと思いますけれども、元気クラブ、この対象者の方々は介護認定を一定受けてないとだめだというふうに解釈していいのでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 平岡主幹。

○地域包括支援センター主幹（平岡恵子君） お答えいたします。

私の説明が不十分だったかもしれませんが、サフォークジムを卒業、6カ月を卒業しまして元気クラブに移動されるのですが、先ほども最初にお話ししたように介護認定を受けていない方を対象にして実施しております。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） サフォークジムもサフォーク元気クラブも介護認定を受けていない人なので、全部、では、介護認定を受けている人は、また別な予防施策というのをやっているんですね。

○議長（神田壽昭君） 米谷地域包括支援センター所長。

○地域包括センター所長（米谷祐子君） お答えいたします。

サフォークジムとサフォーク元気クラブについては、介護認定を受けて非該当になった方であるとか、高齢者御自身が介護予防をしたいという意思のある方というふうに対象となっております。

そこで、要支援認定、要介護認定の認定を受けた方については、地域支援事業ではなくて介護保険のサービスとして通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリという形で、介護保険を利用して1割負担でそちらのほうに通っていただくこととなりますので、ジムとかクラブで途中で要介護認定を受けたとか、支援認定を受けて認定を受けた方については、ジムとかクラブからそちらの介護保険のサービスに移行するということになっていきます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 菅原清一郎議員。

○12番（菅原清一郎君） 1点お聞かせいただきたいんですが、農業費で出てまいりました補助先の株式会社ファームほのか、この会社概要をお知らせください。

○議長（神田壽昭君） 金経済部次長。

○経済部次長（金 章君） ファームほのかの会社概要についてお答えいたします。

ファームほのかにつきましては、平成24年3月14日に設立いたしまして、構成員数が5戸で構成しております。現在、経営面積につきましては121.7ヘクタールで、主要な作物といたしましては、水稻とカボチャ、それから地力燕麦ということで、今現在、国営で事業を進めておりますので地力燕麦の面積が多い状況にあります。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 会社概要というのは、住所とか代表者が誰だとか、それも入ってくるのではないですか。私は何をやっているかなんて聞いていませんけれども。概要をお知らせください。

○議長（神田壽昭君） 金次長。

○経済部次長（金 章君） 失礼いたしました。お答えいたします。

会社につきましては、上士別に法人登記されておまして、代表者につきましては佐伯さんが代表として当たっております。上士別18線の佐伯洋一さんが代表取締役として就任されております。

○議長（神田壽昭君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第95号までの4案件は原案のとおり可決されました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第8、議案第96号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第96号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本補正は、北海道後期高齢者医療広域連合への徴収保険料納付金について、被保険者数及び被保険者所得の伸びにより、現段階で不足が見込まれる327万3,000円を追加計上し、後期高齢者医療保険料をもって収支均衡を図った次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第9、選挙第1号 士別市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員には、士別市西5条4丁目141番地22、神田英一さん、同じく上士別町16線南25番地、西晃演さん、同じく朝日町中央4042番地、室園 隆さん、同じく温根別町南2線西1号、大澤和幹さんの4名を指名いたします。

補充員には、士別市東山町3294番地5、太田晃司さん、同じく多寄町38線西28番地、青山一弥さん、同じく朝日町中央3795番地、中原正廣さん、同じく上士別町16線南28番地、中島範子さんの4名を指名いたします。

なお、補充員の順序につきましては、ただいま指名の順序によることといたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を当選人と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員及び補充員には、ただいま指名した方々を当選人とすることに決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年12月31日をもって任期満了となります中西和弘委員を再度人権擁護委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦同意と決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第11、議案第97号 士別市公平委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第97号 士別市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本年10月13日をもって任期満了となります松井宏彦委員を再度公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案同意と決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第12、議案第98号 士別市教育委員会委員の任命についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第98号 士別市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本年10月28日をもって任期満了となります安川登志男委員並びに五十嵐紀子委員について、再度両委員を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案同意と決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第13、議案第99号 士別市監査委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第99号 士別市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年10月13日をもって任期満了となります三原紘隆委員の後任として、吉田博行氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案同意と決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） それでは、ここでただいま監査委員に選任同意となりました吉田博行さんより御挨拶がございますので、御聴取願います。

吉田博行さん、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

（吉田博行君 入室）

○吉田博行君（登壇） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび市長様から御推挙いただき、ただいま議会において同意をいただきましたことに心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、職務、職責の重さを考えますと身の引き締まる思いをいたしているところであります。

私自身は、この3月まで市職員として36年間勤務し、一般会計や水道、病院の企業会計を執行する側で経験しておりますが、監査業務の経験は皆無であります。このため、懸命に日々精進、努力し、監査委員として常に公正・普遍の立場を保持し、監査業務を通じて市政進展に少しでも役立てるよう頑張っておりたいと存じますので、議会議員の皆様、市理事者並びに各執行機関の皆様、そして報道機関の皆様方からの特段の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうかよろしくをお願いいたします。（拍手）（降壇）（退室）

○議長（神田壽昭君） 次に、日程第14、議案第100号 土別市副市長の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第100号 土別市副市長の選任について御説明申し上げます。

本年10月12日をもって任期満了となります相山佳則副市長を再度副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案同意と決定いたしました。

○議長（神田壽昭君） ただいま選任同意となりました相山佳則さんより御挨拶がございますので、御聴取願います。

相山佳則さん、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

このたび牧野市長より御推挙を賜り、そして、ただいま議会の御同意をいただきまして、私が副市長として再び市政に参画する機会を与えていただきました。まことに身に余ることでありますと同時に、引き続いて与えられた責任の重さを考えるとき、4年前の身が引き締まるという思いがまさに今実感となってよみがえっているところでもあります。

しかしながら、4年前と今日とでは、士別市を、そして市民の皆様を取り巻く環境は大きく変化をしております。このような中で、今後においても質の高い行政サービスを変わず提供していくためには、私自身、変えるべきところはしっかりと変えていかなければならない、そのように考えております。

牧野市長が市民の皆様とともに目指す「やさしいまち」「たくましいまち」「あたらしいまち」の実現のために、私は、寄せられた信頼を決して裏切ることのないように、誠心誠意この職務に当たってまいり決意であります。

どうか皆様方には今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をくださいますことを切にお願い申し上げます、まことに言葉足らずで意が尽くせませんけれども、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）（降壇）

○議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明3日から14日までの12日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、明3日から14日までの12日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、15日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時25分散会）